

# PPP / PFIの推進について

平成30年11月20日



片山臨時議員提出資料

# コンセッション事業等の主な進捗状況

## 空港

但馬空港 平成27年1月から運営事業を実施中。

関西国際空港  
大阪国際空港 平成28年4月から運営事業を実施中。

仙台空港 平成28年7月から運営事業を実施中。

神戸空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

高松空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

鳥取空港 平成30年7月から運営事業を実施中。

福岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年8月に実施契約を締結。

静岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。

南紀白浜空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。

熊本空港 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。

北海道内7空港 平成32年からの事業開始に向け、平成30年4月に募集要項を公表。

広島空港 平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

## 道路

愛知県道路公社 平成28年10月から運営事業を実施中。

## 水道

浜松市 平成29年度にマーケットサウンディングを開始。

宮城県 平成29年度にデュアリジェンスを実施。

## 下水道

浜松市 平成30年4月から運営事業を実施中。

須崎市 平成30年2月に実施方針を公表。

## 文教施設

旧奈良監獄 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年12月に実施契約を締結。

有明アリーナ 平成30年度の事業者の募集・選定に向け、平成29年12月に実施方針を公表。

(仮称)大阪新美術館 平成29年11月にマーケットサウンディングを開始。

文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運営事業を実施中。

## 公営住宅

収益型事業・公的不動産利活用事業を含む

神戸市(東多聞台) 平成28年12月に事業契約を締結。

池田市(石橋) 平成29年6月に事業契約を締結。

岡山市(北長瀬) 平成29年9月に事業契約を締結。

東京都(北青山) 平成30年2月に事業契約を締結。

愛知県(東浦) 平成30年3月に事業契約を締結。

大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台) 平成30年3月に事業契約を締結。

埼玉県(大宮植竹) 平成29年5月に基本協定を締結。

京都市(八条) 平成30年1月に事業予定者を決定。

## MICE施設

横浜市 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。

愛知県 平成31年9月の事業開始に向け、平成30年4月に実施契約を締結。

## その他の施設

田川市  
(芸術起業支援施設) 平成29年10月から運営事業を実施中。

田川市(駅舎) 平成31年5月の事業開始に向け、平成30年7月に実施契約を締結。

大津市(ガス) 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年8月に募集要項を公表。

# 地方公共団体におけるPPP/PFIの推進に向けて

人口20万人未満の市区町村で実施経験のある団体は1割弱にとどまるなど、小規模自治体を始め、地方公共団体へPPP/PFIをさらに普及促進させる必要



**地方公共団体がPPP/PFI事業に取り組んでいくための環境整備を実施**

**改正PFI法で創設したワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言制度の活用**

**地元企業が参入しやすい環境整備**

(地域プラットフォームの形成促進や標準契約書の作成・普及、導入可能性調査の簡素化)

**案件の具体化に必要なコンサルタントの経費支援や専門家の派遣**

特に、人口20万人未満の地方公共団体においては、専門人材やノウハウが不足しており、上記環境整備を強化する必要性が高い

# PPP / PFIの推進について

## PPP/PFI推進の背景

PPP : Public Private Partnership (官民連携事業)  
PFI : Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

### 我が国の現状

公共施設等の老朽化  
厳しい財政状況  
人口減少



適切な公共サービスの維持のためには、  
公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、  
広域管理、施設集約化等が必要であるが...

これらを実現する手段の一つとしてPPP/PFIの活用が有効

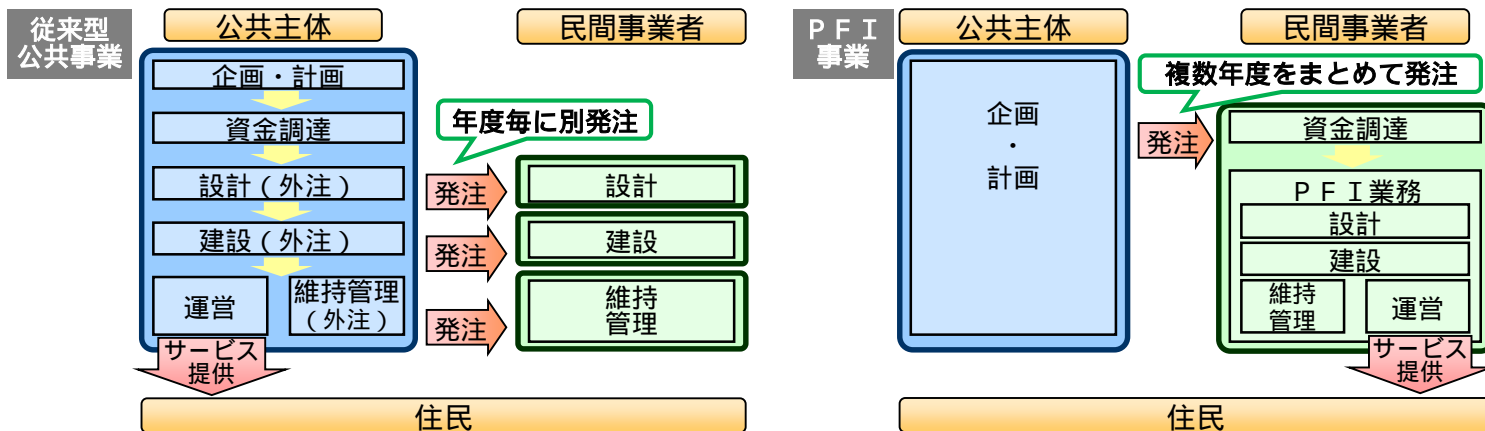
▶ 現在(平成29年度末)、666事業でPFIが活用されている

## PFIとは?

(根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法))

庁舎や学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように地方公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて民間事業者  
に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう  
制度。

従来型公共事業と  
PFI事業の違い



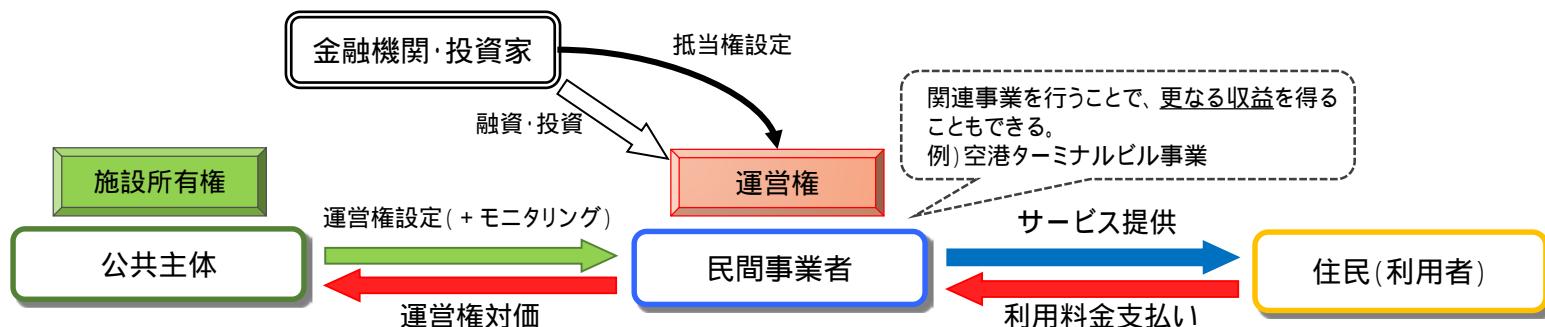
民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。

# コンセッション・PPPについて

## コンセッションについて

民間事業者に**公共施設等運営権**（公共が所有する公共施設等の運営を行い、当該施設の利用料金を自らの収入として収受する権利。コンセッションともいう。）を認めれば、**民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能**となり、**より民間の創意工夫が発揮しやすくなる**。

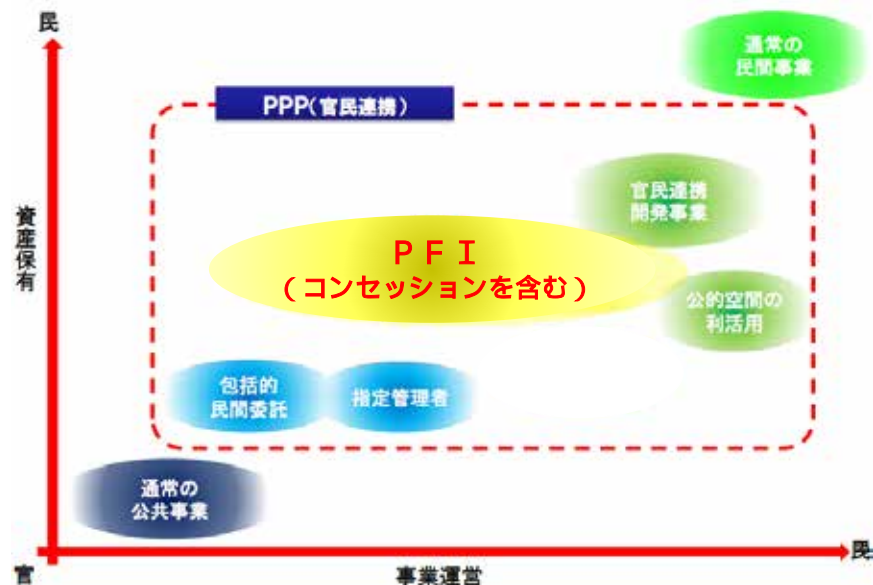
コンセッション事業スキームイメージ



## PPPとは？

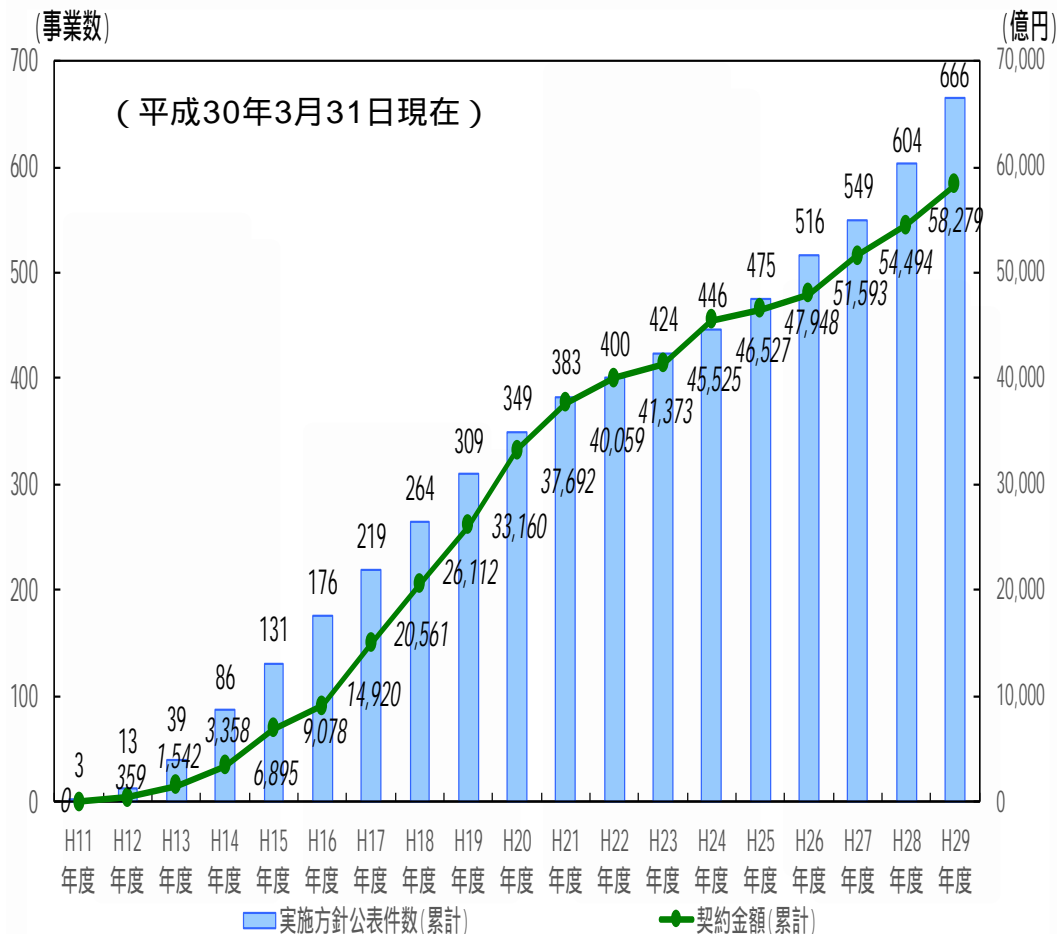
**官民連携事業の総称**であり、PFI以外にも、**指定管理者制度**の導入、**包括的民間委託**、**民間事業者への公有地の貸し出し**などの手段がある。

行政と民間が連携し、お互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、**地域の価値や住民満足度の最大化**を図る。



# PFI事業の実施状況

## 事業数及び契約金額の推移（累計）



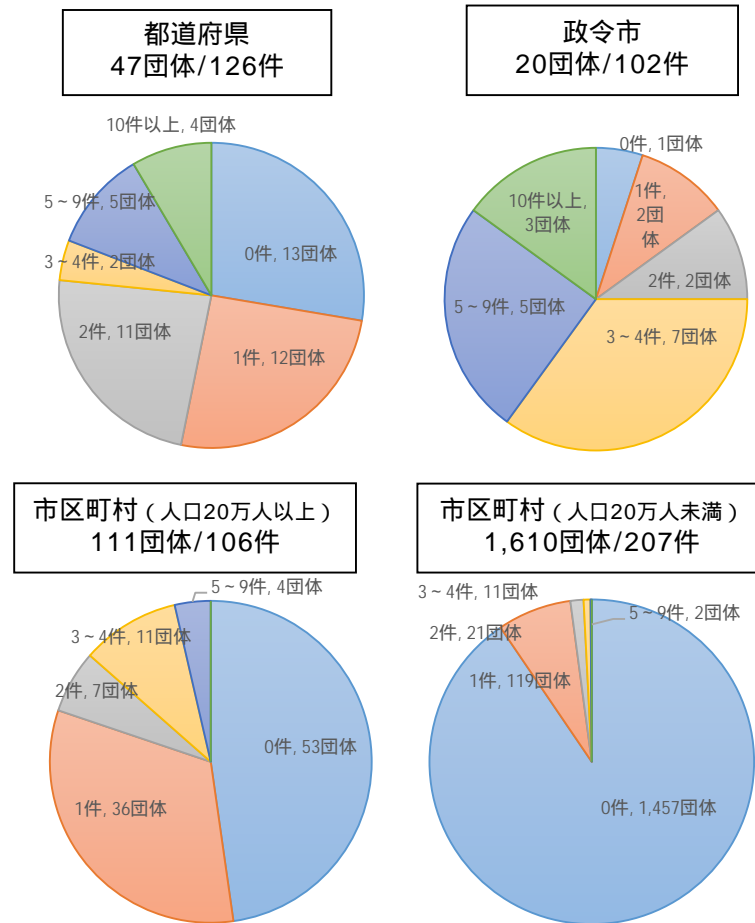
(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

## 事業主体の規模による実施状況

(平成30年3月31日現在)



都道府県：約3割の団体が未実施

複数の事業を実施した団体は半数未満

政令市：1団体を除き全ての団体が実施

市区町村（人口20万人以上）：約半数の団体が未実施

市区町村（人口20万人未満）：実施経験ありは1割未満